

滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の一部改正により、国民体育大会の名称が国民スポーツ大会に変更されるため、滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例(昭和63年滋賀県条例第6号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。(題名関係)
- (2) 大会の名称を「第79回国民スポーツ大会」に、基金の名称を「滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金」に改めることとします。(第1条関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>第79回国民体育大会</u>および<u>第24回全国障害者スポーツ大会</u>の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図るため、<u>滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>第79回国民スポーツ大会</u>および<u>第24回全国障害者スポーツ大会</u>の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図るため、<u>滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>